

野辺地町耐震改修促進計画

平成 2 0 年 3 月

平成 2 9 年 3 月（改訂）

令和 元 年 5 月（改訂）

野 辺 地 町

目 次

1	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	1
	(1) 想定される地震の規模、人的被害及び建物被害の状況	
	(2) 耐震化の現状	
	(3) 耐震化の目標	
2	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	7
	(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
	(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	
	(3) 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備	
	(4) 町所有の公共建築物の耐震化促進	
	(5) 地震時に通行を確保すべき道路	
3	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	9
	(1) 相談体制の整備・情報の充実	
	(2) パンフレット等の活用による地震に対する安全性向上の知識の普及	
	(3) リフォームに併せた耐震改修の誘導	
	(4) 耐震技術等に関する知識の普及	
4	特定建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等の方針	10
	(1) 耐震改修促進法等による指導等の実施	
	(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施	
5	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	11
	(1) 関係団体による協議会等の設置	
	(2) その他	
資料		12
	1 想定地震における震度分布等	
	2 施策を進めるための各種取組	
	3 青森県緊急輸送道路ネットワーク計画図	
	3 関係法令等	

野辺地町耐震改修促進計画

野辺地町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定されたものである。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

本計画の目標年次を平成 32 年度とし、計画期間を 4 年間（平成 29 年度から平成 32 年度）とする。

(1) 想定される地震の規模、人的被害及び建物被害の状況

平成 9 年 3 月作成の青森県地震・津波被害想定調査によると、青森県での想定地震は、太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震及び内陸型地震の 3 つが想定されていることから、本計画では、被害規模の最も大きい太平洋側海溝型地震を想定する。

① 地震の規模

想定太平洋側海溝型地震（マグニチュード 8.2）では、野辺地町は震度 5（強）と予測されている。（資料 1 参照）

② 人的被害及び建物被害

想定太平洋側海溝型地震による人的被害、建物被害の予測は表 1-1 のとおり、人的被害では、罹災者が約 1,506 人となっており、建物被害では全壊 226 棟、半壊 661 棟と予測されている。なお、予測は、被害が最も大きくなる「冬の夕方 6 時に地震が発生する」という条件下で行っている。

表1-1 想定太平洋側海溝型地震による被害予測

項 目			被害予測結果		
			県全体	野辺地町	当町の割合
人的被害	死 者		289 人	2 人	0.7 %
	負傷者		4,213 人	74 人	1.6 %
	罹災者		137,005 人	1,506 人	1.1 %
建物被害 〔建物及び 付帯施設〕	木造建物	全壊	12,463 棟	197 棟	1.6 %
		半壊	48,035 棟	658 棟	1.4 %
	鉄筋コンクリート 造建物	全壊	653 棟	5 棟	0.8 %
		半壊	238 棟	0 棟	- %
	鉄骨造建物	全壊	6,354 棟	24 棟	0.4 %
		半壊	737 棟	3 棟	0.4 %

（資料：青森県地域防災計画－地震編－）

(2) 耐震化の現状

① 住宅

野辺地町における住宅は 7,230 棟あり、そのうち木造の居住用建築物（戸建住宅）は 7,094 棟で、耐震化率※は 56.4%となっている。

非木造の居住用建築物（戸建住宅）は 136 棟あり、耐震化率は 88.9%となっている。

※建築基準法上の耐震基準を満たしている建築物の割合である。

耐震化率の想定値は、住宅全体で 57.1%（野辺地町課税台帳のデータを基に推計）となっている。

耐震化が図られていない建築物については、耐震改修を補助する事業を活用するなど、耐震診断・改修の促進を図ることが重要である。

表 1-2 住宅の耐震化の状況

（単位：棟）

区分	住宅総数 ①	昭和 55 年以前 の住宅②	昭和 56 年 以降の住宅 ④	耐震性有 住宅数 ⑤ (③+④)	耐震化率 (%) ⑤／①
		うち 耐震性有③			
木造	7,094	3,740 654	3,354	4,008	56.4%
非木造	136	47 32	89	121	88.9%
合計	7,230	3,787 686	3,443	4,129	57.1%

（平成 28 年野辺地町課税台帳データより）

住宅の耐震化率推計の考え方

1	それぞれの住宅数を算出	⇒①
2	平成 28 年の課税台帳データより、昭和 55 年以前と昭和 56 年以降の戸建住宅を木造・非木造に分類 （昭和 55 年以前を新耐震基準前の建物とし、昭和 56 年以降を新耐震基準後の建物とした。）	⇒②、④
3	昭和 55 年以前の住宅のうち、耐震性を、満たす住宅数の推計については、青森県の推計値を基に算出。 ・木 造：17.5%が耐震性を満たす。 ・非木造：68.5%が耐震性を満たす。 昭和 56 年以降の住宅は、全て耐震性を満たすものとして、上記と合わせて「耐震性を満たす住宅」とした。	⇒③
4	上記②と③の比率より、平成 28 年における耐震化率を推計。	⇒⑤

※昭和 55 年以前の住宅のうち「耐震性有」の棟数は、青森県耐震改修促進計画の割合に基づき推定した。

② 特定建築物

本計画においては、法第 14 条第 1 号に規定する建築物を「特定建築物」と定義する。
(表 1-5 参照)

野辺地町にある特定建築物の耐震化率は 81.5%であり、そのうち小・中学校等の災害時の拠点・避難施設となる建築物（公共）の耐震化率は 90.9%、銀行やホテル等の不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 71.4%、共同住宅や老人ホーム等の特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 80.0%となっている。

表 1-3-1 特定建築物（総数）の耐震化の状況

(単位：棟)

区分	建築物用途	建築物 総数 ①	昭和 55 年以 前の建築物②	昭和 56 年以降の 建築物 ④	耐震性 有建築 物数⑤ (③+④)	耐震化率 (%) ⑤/①
			うち耐震 性有③			
災害時の拠点・ 避難施設となる 建築物	警察署、小・中学 校、体育館	11	7 6	4	10	90.9%
不特定多数の者 が利用する建築 物	ホテル・旅館、銀 行・病院	7	4 2	3	5	71.4%
特定多数の者が 利用する建築物	賃貸住宅（共同住 宅に限る）、老人ホ ーム、事務所、学校	20	12 8	8	16	80.0%
計		38	23 16	15	31	81.5%

※昭和 55 年以前の民間建築物のうち「耐震性あり」の棟数は、青森県耐震改修促進計画の割合に基づき推定した。

野辺地町建設環境課調査（平成 29 年 1 月末）

7) 公共建築物

特定建築物のうち、公共建築物の耐震化率は 85.0%であり、そのうち災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率については 90.9%、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 66.6%、町営住宅等の特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 85.7%となっている。

表 1-3-2 特定建築物（公共建築物）の耐震化の状況

(単位：棟)

区分	建築物 総数 ①	昭和 55 年以前 の建築物②	昭和 56 年 以降の 建築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	耐震化率 (%) ⑤/①
		うち耐震 性有③			
災害時の拠点・避難施設となる 建築物	11	7 6	4	10	90.9%
不特定多数の者が利用する建 築物	3	2 0	1	2	66.6%
特定多数の者が利用する建 築物	7	4 3	3	6	85.7%
計	20	12 9	8	17	85.0%

野辺地町建設環境課調査（平成 29 年 1 月末）

4) 民間建築物

特定建築物のうち、民間建築物の耐震化率は 70.5%であり、そのうち不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 75.5%、共同住宅等の特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 69.2%となっている。

表 1-3-3 特定建築物（民間建築物）の耐震化の状況

(単位：棟)

法	区分	建築物 総数 ①	昭和 55 年以前 の建築物②	昭和 56 年 以降の 建築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	耐震化率 (%) ⑤/①
			うち耐震 性有③			
法 第 14 条 第 1 号	不特定多数の者が 利用する建築物	4	2 1	2	3	75.5%
	特定多数の者が 利用する建築物	13	8 4	5	9	69.2%
	計	17	10 5	7	12	70.5%

※昭和 55 年以前の建築物のうち「耐震性あり」の棟数は、青森県耐震改修促進計画の割合に基づき推定した。

野辺地町建設環境課調査（平成 29 年 1 月末）

(3) 耐震化の目標

本計画は平成 20 年度に策定され、平成 32 年度までに次のとおり建築物の耐震化率を 95%以上とすることを目標として取り組んでいく。

- ① 住宅 → 想定太平洋側海溝型地震等の大規模地震による被害を抑制するため、耐震化率を 95%以上とする。
- ② 特定建築物 → 想定太平洋側海溝型地震等の大規模地震時の拠点及び避難施設の安全性を確保するとともに、倒壊により大きな被害が想定される特定建築物について、耐震化率を 95%以上とする。
- ③ 公共建築物 → 地震時の拠点・避難施設となっているものが多く、その安全性の確保が必要であることから、耐震化率を 95%以上とする。

表 1-5 特定建築物

用途	法第 14 条の所有者の努力義務 及び法第 15 条第 1 項の 指導・助言対象建築物	法第 15 条第 2 項の 指示対象建築物
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	750 m ² 以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校（以下「小学校等」という。）	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 （屋内運動場を含む）	1,500 m ² 以上 （屋内運動場を含む）
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
幼稚園及び小学校等を除く学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
百貨店、マーケット、その他物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降方は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	2,000 m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 m ² 以上

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。町は、こうした所有者等の取組をできる限り支援し、所有者等にとって耐震診断・改修を行いやすい環境の整備や負担軽減するための制度構築など必要な施策を講じ、実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

町では、建築物の耐震診断・改修の必要性等についての積極的な普及・啓発を行うと共に、促進も図っていく。

以下の取り組みにより、町では、支援を行っていく。

① 野辺地町木造住宅耐震診断支援事業

対象となる木造住宅に対して、耐震診断の推進を図る。

② 野辺地町木造住宅木造住宅耐震改修支援事業

対象となる木造住宅耐震改修リフォーム等の促進を図る。

③ 野辺地町ブロック塀耐震改修促進支援事業

対象となるブロック塀の耐震診断、除却、建替え（除却・新設）、改修等の促進を図る

(3) 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備

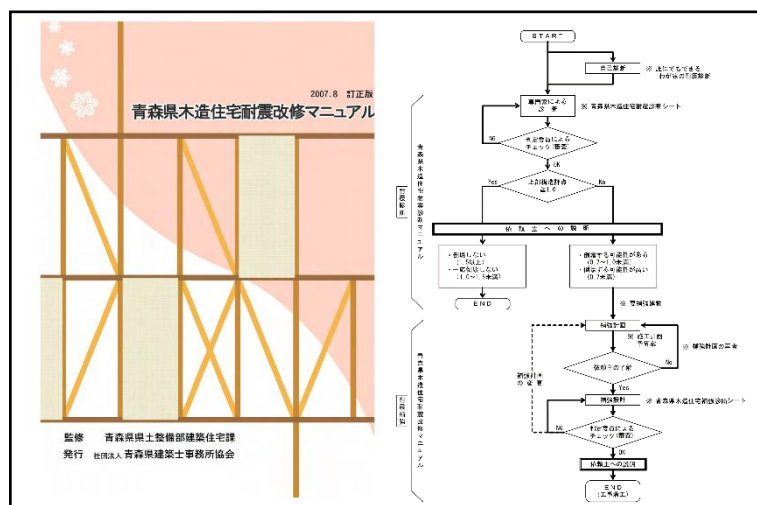
① 建築士等の技術向上の促進

町では、県と連携し、住民が安心して建築物の耐震診断・改修が行える環境整備を図る。

また、安心して耐震診断・改修を依頼できるように、県内の建築士等の技術者向けとして、県が作成した「青森県木造住宅耐震診断マニュアル」及び「青森県木造住宅耐震改修マニュアル」を活用し、町でも、積極的に建築士等の技術の向上を図る。



＜ 青森県木造住宅耐震診断マニュアル ＞



＜ 青森県木造住宅耐震改修マニュアル ＞

② 町民への情報提供

町では、県と連携し、町民に対し、耐震診断・改修に関する情報提供を積極的に行っていく。

町のホームページには「野辺地町耐震改修促進計画」や「野辺地町防災ガイドマップ」、「ブロック塀点検のチェックポイント」、耐震改修に関する情報を公表するなど、インターネットを活用した耐震施策の啓発にも取り組んでいく。

また、県が作成した「青森県木造住宅耐震改修ガイドブック」及び「青森県木造住宅耐震化マニュアル」を活用し、耐震診断・改修の普及を図るため、町民へ情報を発信していく。



＜ 青森県木造住宅耐震化マニュアル ＞

(4) 町所有の公共建築物の耐震化促進

町所有の公共建築物について、大規模な地震が発生した場合において、災害時の拠点・避難施設となることから、積極的に耐震化を図る。

(5) 地震時に通行を確保すべき道路

町は、建築物又は建築物に付属する塀が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、地震時に通行を確保すべき道路として、青森県緊急輸送道路ネットワーク計画（資料 3 参照）に定められた第 1 次、第 2 次緊急輸送道路を法第 5 条第 3 項第 3 号に規定する道路として位置づけ、沿道の特定建築物（法第 14 条第 3 号に規定する建築物）及びブロック塀等の耐震化を促進する。

3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

(1) 相談体制の整備・情報の充実

町では、耐震診断・改修に関する相談窓口を設置し、町民からの相談に応じる。

(2) パンフレット等の活用による地震に対する安全性向上の知識の普及

地震被害に対する安全性に関して知識の普及を図るため、本計画や地震ハザードマップ、県が作成した「青森県木造住宅耐震診断マニュアル」、「青森県木造住宅耐震化マニュアル」を活用する。

(3) リフォームに併せた耐震改修の誘導

耐震改修は、構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせ耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法である。

そのため、町では、耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことにより、別々に行うより安価・短期間で行うことができるため、リフォームに併せた耐震改修の誘導及び普及を図る。

(4) 耐震技術等に関する知識の普及

町は、県が作成したパンフレット等を活用し、建築物の地震に対する安全性の向上のため、国・県と連携して、耐震技術等に関する知識の普及を図る。

4 特定建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等の方針

(1) 耐震改修促進法等による指導等の実施

法第 14 条に定める特定建築物の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないこととなっている。

① 耐震改修促進法等による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

法に基づく指導及び助言、指示、公表の対象になる建築物は下表のとおりである。

耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

	努力義務 (法第 14 条)	指導及び助言 (法第 15 条第 1 項)	指示 (法第 15 条第 2 項)	公表 (法第 15 条第 3 項)
対象 建築物	特定建築物 (階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上等) (表 1-5 参照)	特定建築物 (2,000 m ² 以上等) (表 1-5 参照)	特定建築物 (2,000 m ² 以上等) (表 1-5 参照)	指示を受けた特定 建築物の所有者 が、正当な理由が なく、その指示に 従わなかった特定 建築物

② 耐震診断又は耐震改修の指導等の方法

ア) 指導及び助言の方法

「指導」及び「助言」は、対象となる建築物の所有者に対して、文書により行うほか、建築物防災週間等における現地指導により耐震診断等の実施を促すとともに、その実施に関する相談に応じる方法で行うことを基本とする。

イ) 指示の方法

「指示」は、指導及び助言にて耐震診断・改修を実施しない場合において、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項等を明示した指示書を交付する等の方法で行う。

ウ) 公表の方法

「公表」は、正当な理由がなく、耐震診断・改修の指示に従わない時に行う。ただし、特定建築物の所有者が、指示を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、実施計画を策定し、計画的な耐震診断・改修が確実に行われる見込みがある場合には、その計画等を勘案し判断するものとする。

(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

建築基準法第10条より、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物又は階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超える建築物について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると認める場合において、保安上必要な措置をとることを勧告、場合によっては命令することができることとなっている。また、耐震改修の指示に従わないために公表した建築物で、建築基準法第6条第1項第1号に掲げる建築物又は階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものについて、建築基準法第10条により、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、保安上必要な措置をとるために勧告・命令を実施する場合には県と当町とで連携を図っていく。

5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 関係団体による協議会等の設置

平成9年に県、青森市、弘前市、八戸市、青森県建築士会及び青森県建築士事務所協会にて構成する「青森県建築物等地震対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、平成16年には、県内の全市町村を含めた協議会に拡充している。

協議会においては、耐震診断・改修の普及・啓発に係る協力、情報交換を行い本計画の円滑な実施を図るものとする。

(2) ブロック塀等安全確保に関する対象道路

本計画2-(2)-③野辺地町ブロック塀耐震改修促進支援事業の対象となる道路は、次の通学路及び避難路とする。

① 通学路

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条に基づく学校安全計画において、学校が設定し野辺地町教育委員会に報告した児童・生徒の通学の安全の確保と、教育的環境維持のために指定している道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び不特定の者が一般の用に供している道）

② 避難路

野辺地町地域防災計画（平成28年10月改定）に基づく避難路若しくは野辺地町防災ガイドマップ（平成28年2月）で示された避難経路で、指定避難所等へ避難のために通行する道路

(3) その他

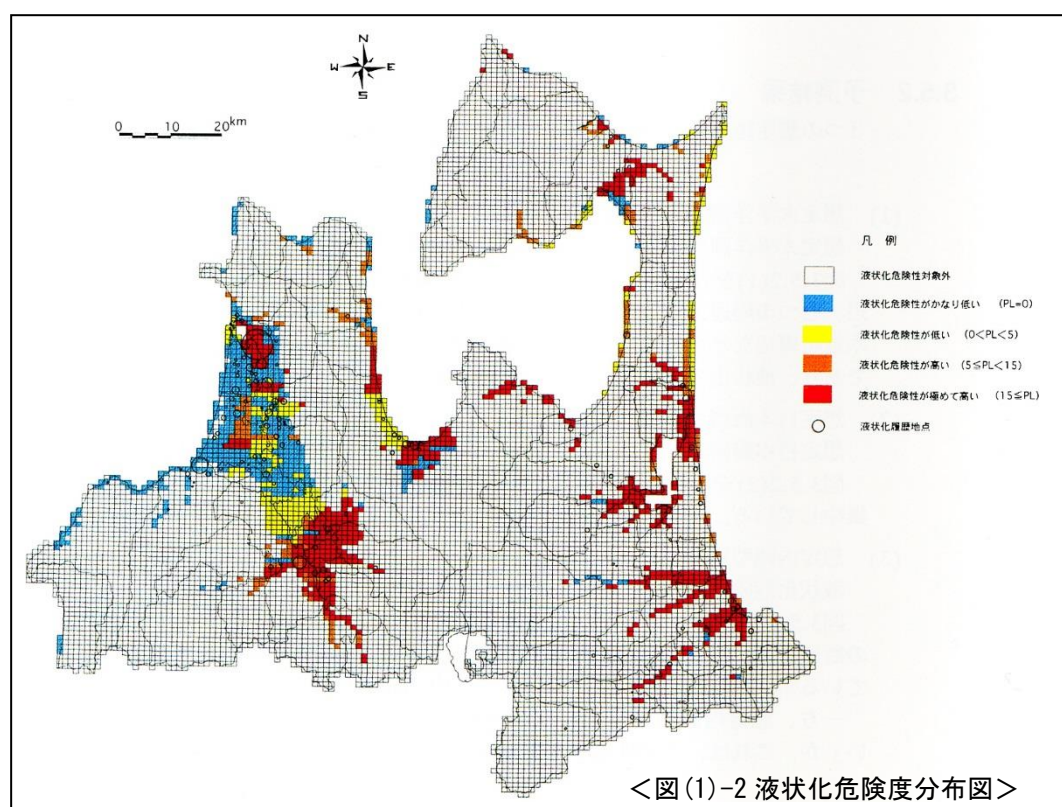
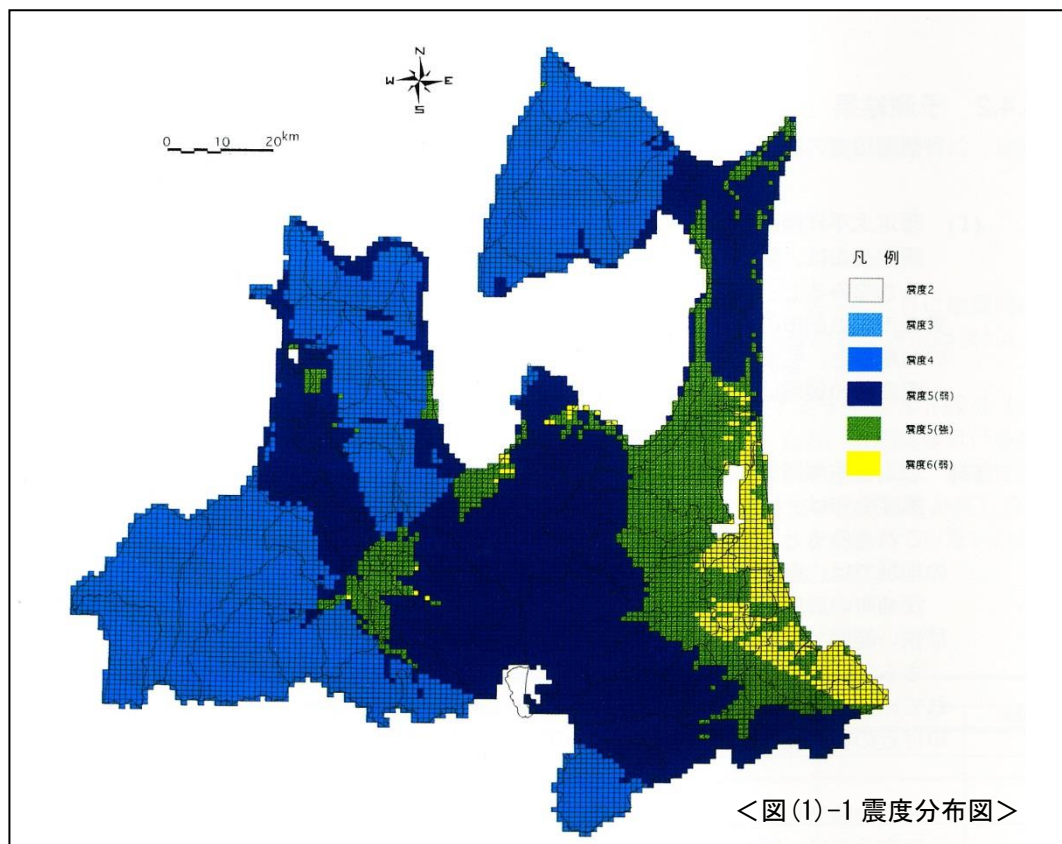
本計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、見直しができるものとする。

資 料

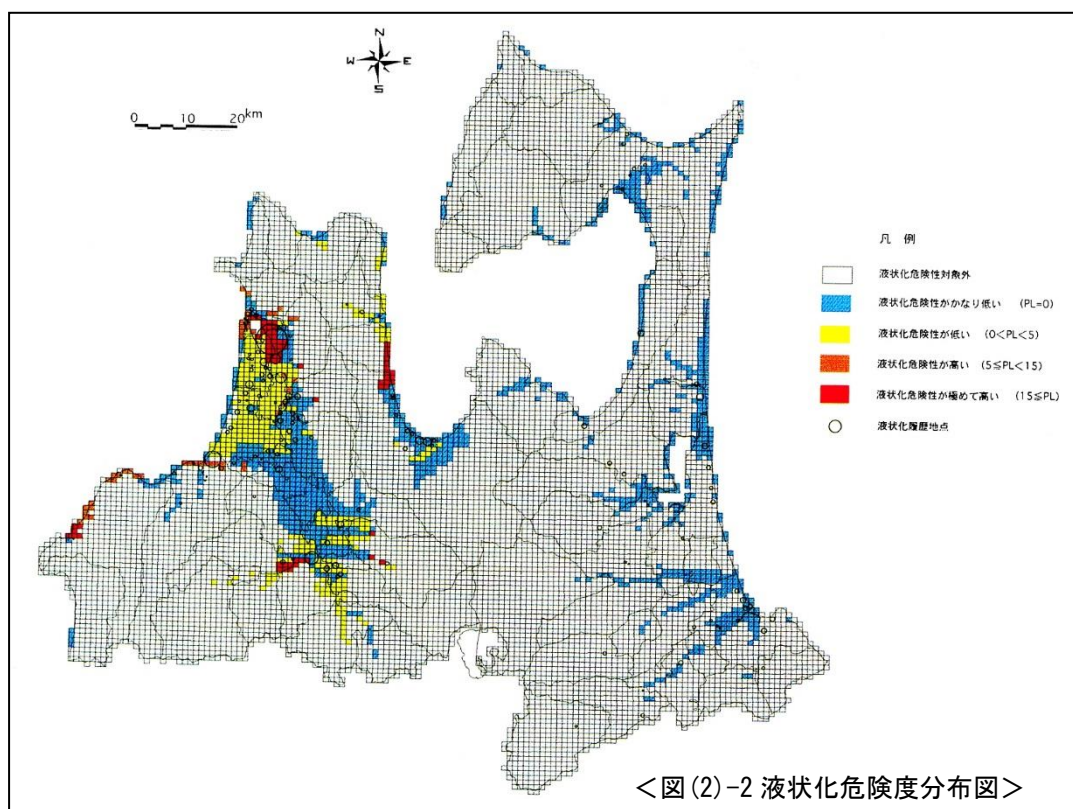
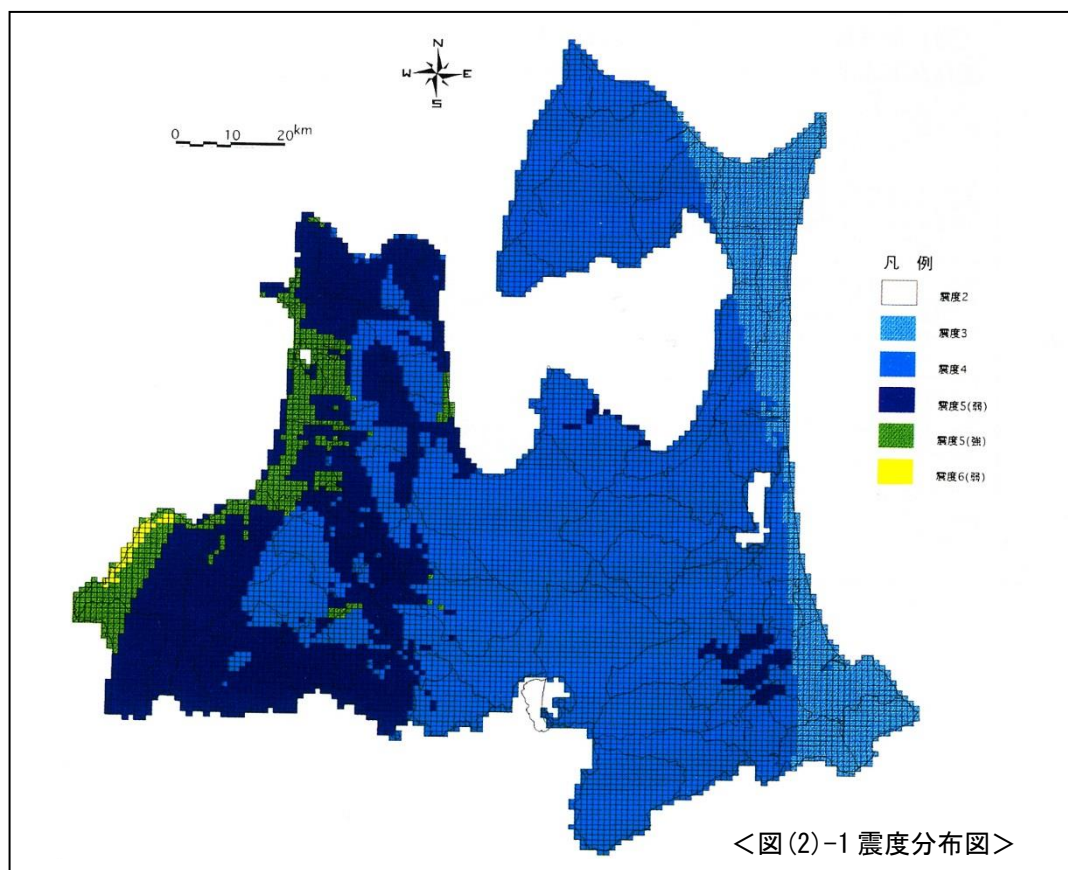
- 1 想定地震における震度分布等
- 2 施策を進めるための各種取組
- 3 青森県緊急輸送道路ネットワーク計画図
- 4 関係法令等
 - ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）
 - ・建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）
 - ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）
 - ・建築基準法（抜粋）
 - ・建築基準法施行令（抜粋）

資料1 想定地震における震度分布等（青森県地震・津波被害想定報告書より）

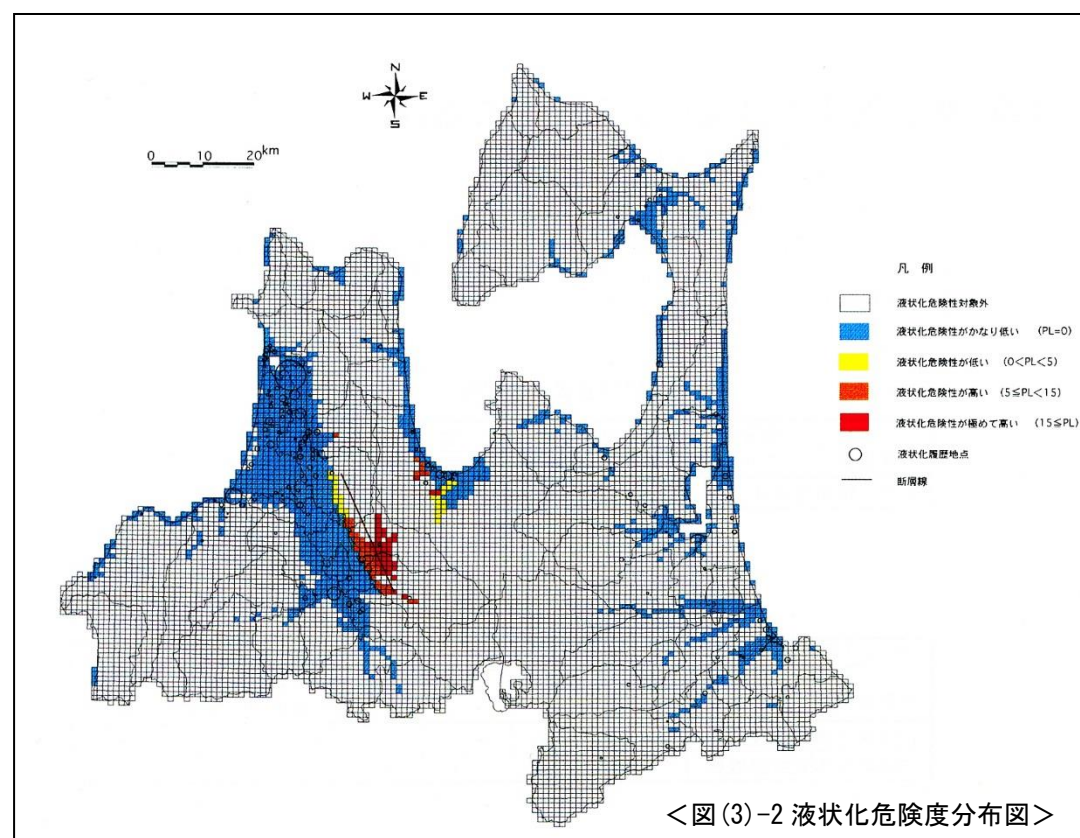
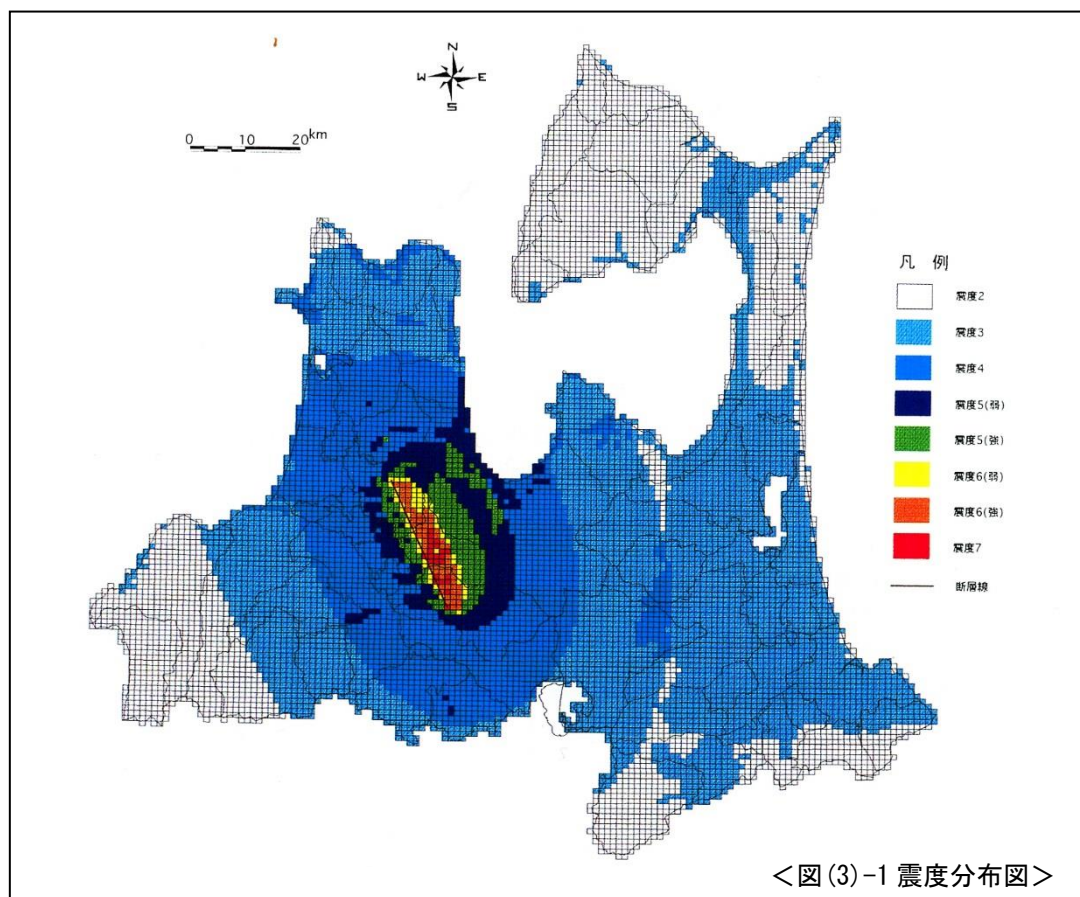
(1) 想定太平洋側海溝型地震（マグニチュード8.2）



(2) 想定日本海側海溝型地震（マグニチュード7.3）

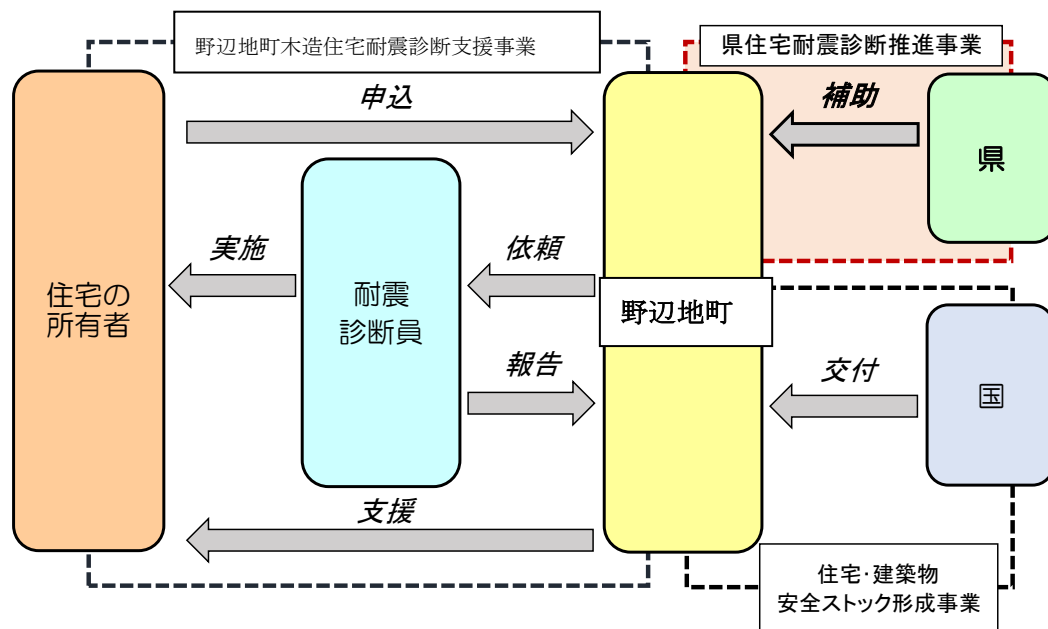


(3) 想定内陸型地震（マグニチュード7.2）



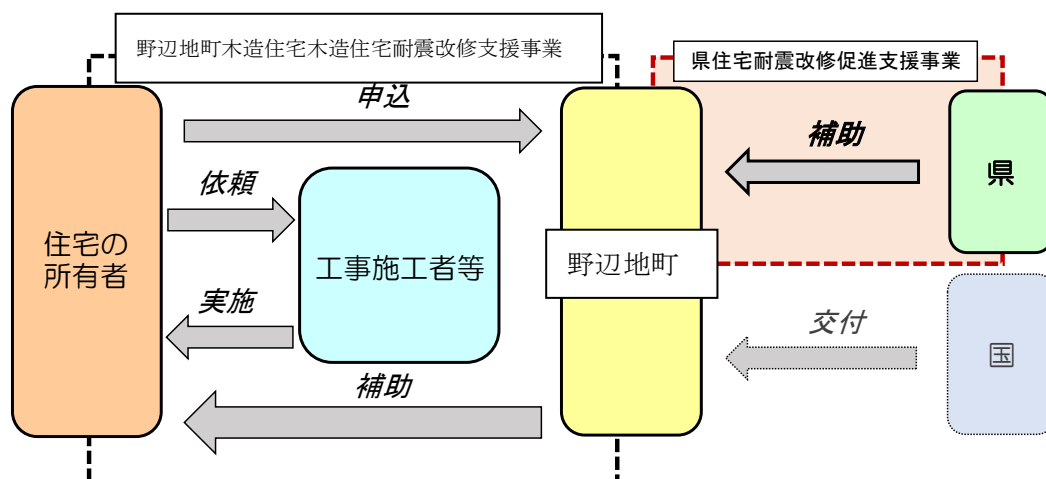
資料2 施策を進めるための各種取組

① 野辺地町木造住宅耐震診断支援事業（平成19年度～）



＜住宅耐震診断推進事業 イメージ＞

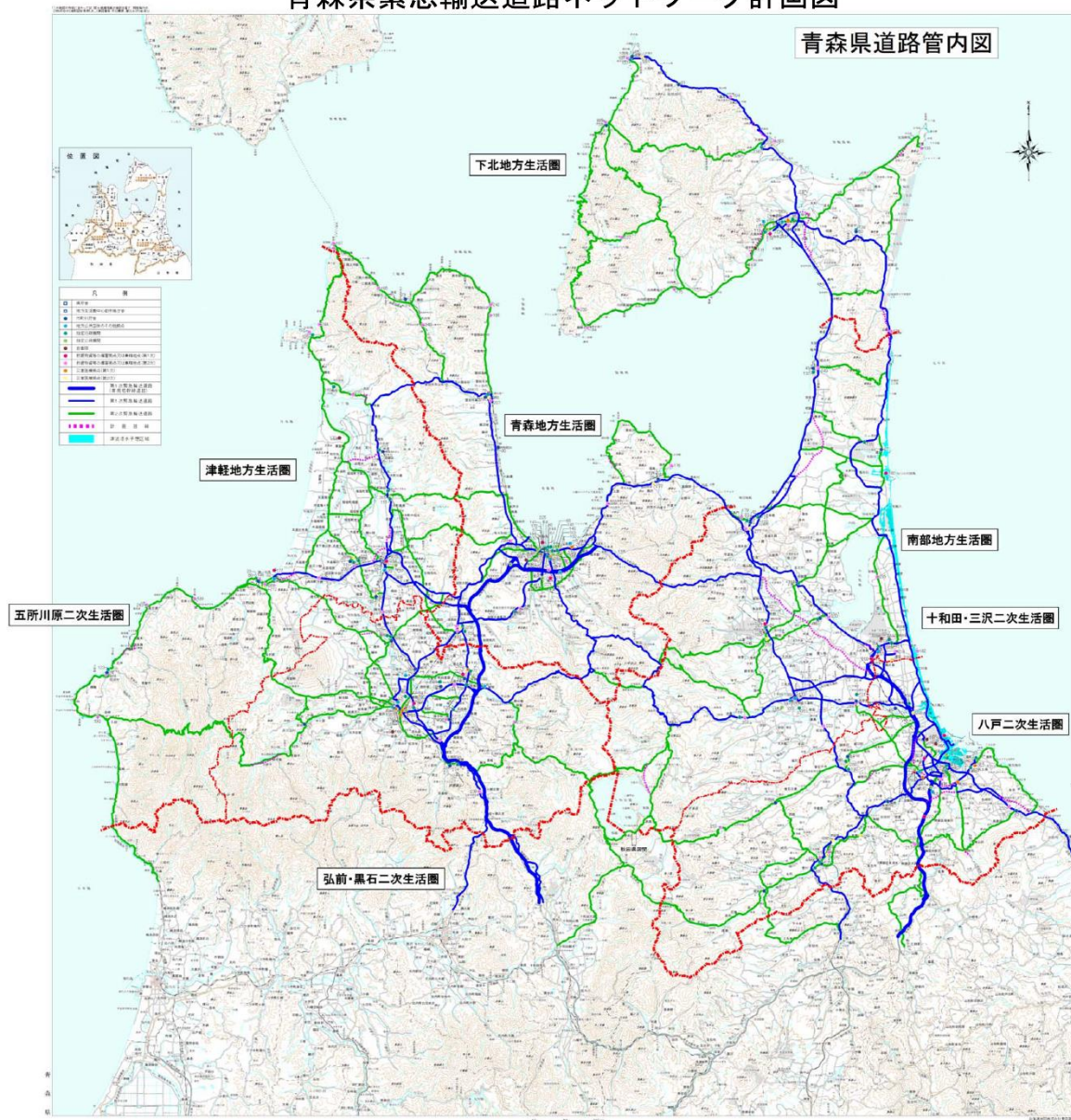
② 野辺地町木造住宅木造住宅耐震改修支援事業（平成30年度～）



＜耐震改修促進支援事業 イメージ＞

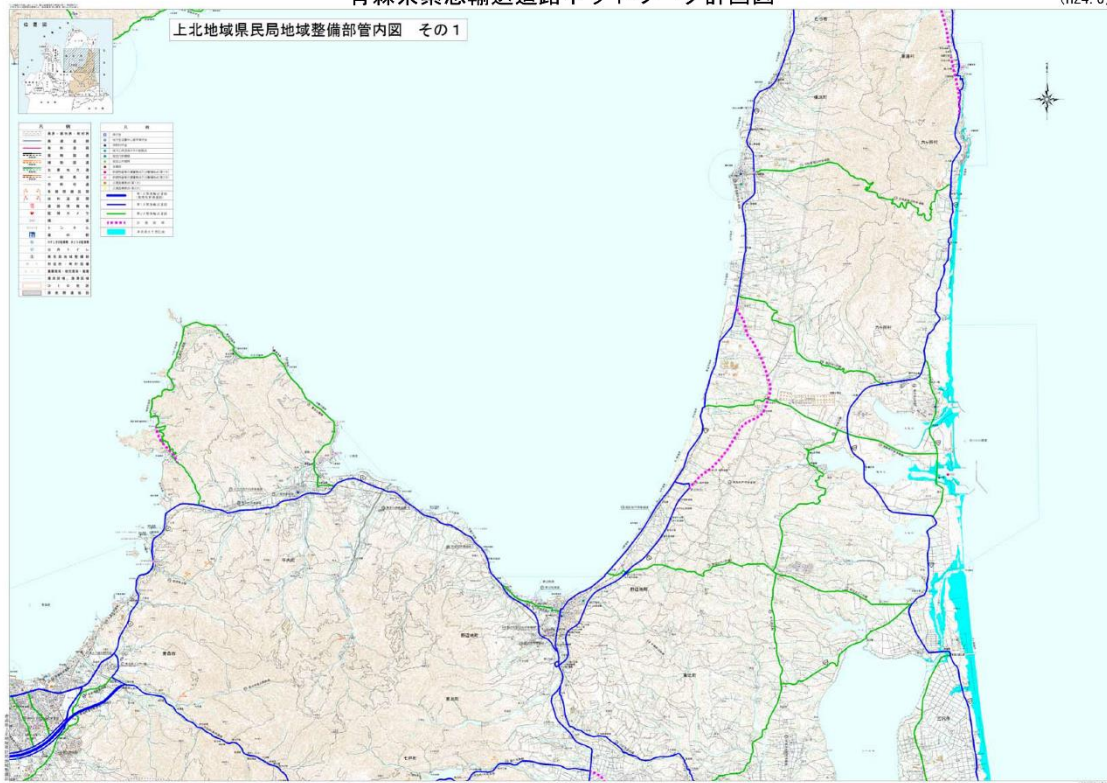
資料 3 青森県緊急輸送道路ネットワーク計画図

青森県緊急輸送道路ネットワーク計画図



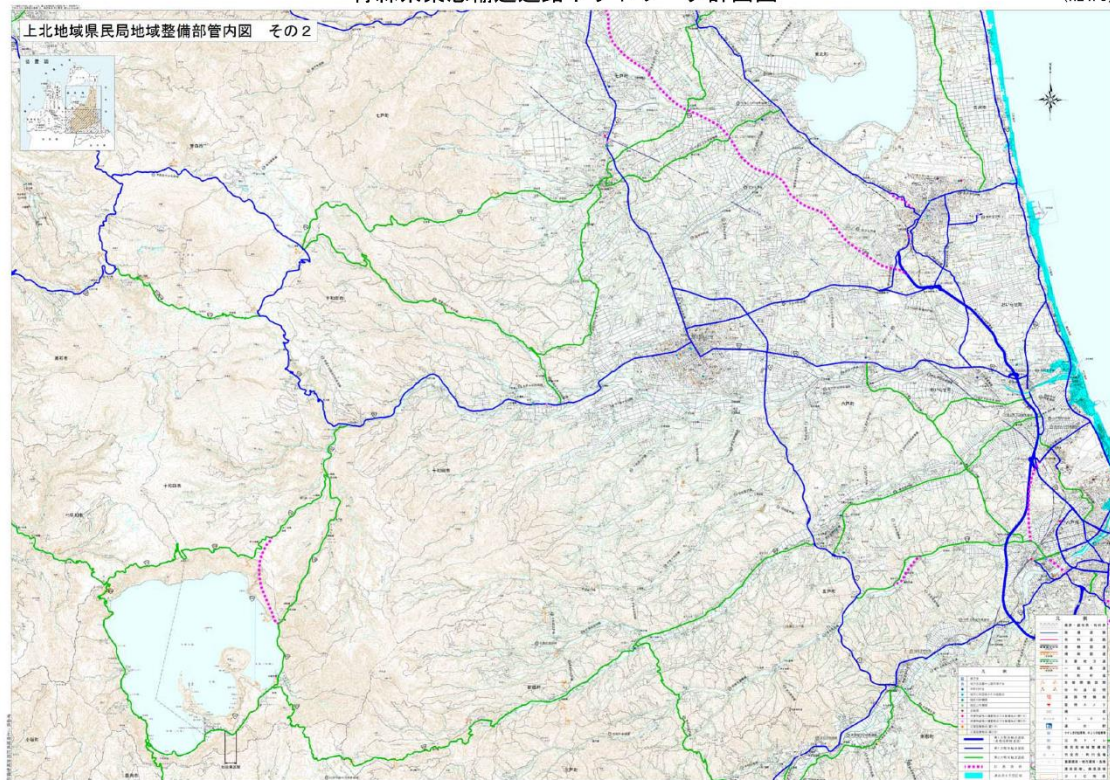
青森県緊急輸送道路ネットワーク計画図

(H24. 3)



青森県緊急輸送道路ネットワーク計画図

(H24. 3)



資料4 関係法令等

建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

平成7年10月27日法律第123号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - (3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - (4) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - (5) 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - (2) 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - (3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - (4) 建築基準法第10条第1項 から第3項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - (5) その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- (1) 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - (2) 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある

るものとして政令で定める建築物（第14条第3号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

(3) 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

(4) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

(5) 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第1号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 特定建築物に係る措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第7条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- (1) 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- (2) その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- (3) その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

- 第8条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。
- 2** 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3** 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

- 第9条** 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

- 第10条** 都道府県は、第7条第2号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。
- 2** 市町村は、第7条第3号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第 1 1 条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第 1 2 条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第 4 条第 2 項第 3 号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第 1 3 条 所管行政庁は、第 8 条第 1 項並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第 7 条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第 1 4 条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム
その他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

- (2) 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- (3) その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

- 第15条** 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2** 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- (1) 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - (2) 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - (3) 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - (4) 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3** 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4** 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5** 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

- 第16条** 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2** 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針

事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第4章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第17条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 建築物の位置
- (2) 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- (3) 建築物の耐震改修の事業の内容
- (4) 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- (5) その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- (1) 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- (2) 前項第4号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (3) 第1項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第3条第2項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第2条第14号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第15号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（2以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第5号ロ及び第6号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

- (4) 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物につい

- て柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
- (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- (5) 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第8項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- (6) 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第9項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第93条の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第93条の2の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若し

くはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、同条第2項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第3項第3号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第4号の建築物については、建築基準法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第5号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第6号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。

10 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

第5章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第22条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第25条 耐震診断が行われた区分所有建築物（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第25条第1項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第34条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第49条第1項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要

がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第17条第1項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

附 則 抄

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第3条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第7条各号に定める期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- (1) 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- (2) 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- (3) 第14条第2号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

- 2 第7条から第13条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第14条及び第15条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」とあり、並びに第9条及び第13条第1項中「第7条」とあるのは「附則第3条第1項」と、第9条中「前条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する前条第3項」と、第13条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第3条第3項において準用する第8条第1項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第8条第1項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第3項において準用する第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

平成 7 年 12 月 22 日政令第 429 号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第 1 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 3 項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第 2 条第 3 項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第 9 条の 3 第 1 項建築物にあっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- (1) 延べ面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物
- (2) その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第 5 条（同法第 8 条第 2 項 及び第 3 項 において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第 2 条 法第 5 条第 3 項第 1 号 の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

- (1) 診療所
- (2) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号 に規定する電気通信事業の用に供する施設
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号 に規定する電気事業の用に供する施設
- (4) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 10 項 に規定するガス事業の用に供する施設
- (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 3 項 に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設
- (6) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項 に規定する水道事業又は同条第 4 項 に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- (7) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号 に規定する公共下水道又は同条第 4 号 に規定する流域下水道の用に供する施設
- (8) 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項 に規定する熱供給事業の用に供する施設
- (9) 火葬場

- (10) 汚物処理場
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第 5 条第 1 項 に規定するごみ処理施設
- (12) 廃棄物処理法施行令第 7 条第 1 号 から第 1 3 号の 2 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- (13) 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- (14) 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項 に規定する軌道の用に供する施設
- (15) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- (16) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- (17) 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- (18) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第五項 に規定する港湾施設
- (19) 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条 に規定する空港の用に供する施設
- (20) 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 2 号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- (21) 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 4 項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- (22) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 0 号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第 3 条 法第 5 条第 3 項第 1 号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年 6 月 1 日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 1 8 条第 1 6 項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 4 第 1 号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- (1) 建築基準法第 8 6 条の 8 第 1 項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- (2) 建築基準法施行令第 1 3 7 条の 2 第 4 号 に該当する増築又は改築の工事
- (3) 建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 1 項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第4条 法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

- (2) その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査）

第5条 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第6条 法第14条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- (2) 診療所
- (3) 映画館又は演芸場
- (4) 公会堂
- (5) 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (6) ホテル又は旅館

- (7) 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- (8) 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- (9) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- (10) 博物館、美術館又は図書館
- (11) 遊技場
- (12) 公衆浴場
- (13) 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- (14) 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (15) 工場
- (16) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- (17) 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- (18) 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第14条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- (1) 幼稚園又は保育所 階数2及び床面積の合計五百平方メートル
- (2) 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数2及び床面積の合計千平方メートル
- (3) 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数3及び床面積の合計千平方メートル
- (4) 体育館 階数1及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第14条第1号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第7条 法第14条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）
- (2) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第四備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- (3) マッチ
- (4) 可燃性のガス（次号及び第6号に掲げるものを除く。）
- (5) 圧縮ガス
- (6) 液化ガス

- (7) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項 に規定する毒物又は同条第 2 項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第 1 4 条第 2 号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第 6 号及び第 7 号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- (1) 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
- イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- (2) 消防法第 2 条第 7 項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- (3) 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第 6 号に規定する可燃性固体類 三十トン
- (4) 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第 8 号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- (5) マッチ 三百マッチトン
- (6) 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- (7) 圧縮ガス 二十万立方メートル
- (8) 液化ガス 二千トン
- (9) 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- (10) 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の 2 種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第 8 条 法第 1 5 条第 2 項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- (1) 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- (2) 病院又は診療所

- (3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - (4) 集会場又は公会堂
 - (5) 展示場
 - (6) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - (7) ホテル又は旅館
 - (8) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - (9) 博物館、美術館又は図書館
 - (10) 遊技場
 - (11) 公衆浴場
 - (12) 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - (13) 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - (14) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - (15) 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - (16) 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - (17) 幼稚園又は小学校等
 - (18) 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - (19) 法第14条第2号に掲げる建築物
- 2 法第15条第2項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- (1) 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる建築物（保育所を除く。）床面積の合計二千平方メートル
 - (2) 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - (3) 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - (4) 前項第19号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第1号から第3号までのうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第15条第2項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第1号から第3号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

附 則 抄

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

第2条 法附則第3条第1項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第8条第1項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第19号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）

にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

- (2) 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第8条第1項第1号から第7号まで又は第9号から第16号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数1及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第8条第1項第8号又は第18号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数2及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園又は保育所 階数2及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数2及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第8条第1項第19号に掲げる建築物 階数1及び床面積の合計五千平方メートル

三 第3条に規定する建築物であること。

- 2 前項第2号イからホまでのうち2以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第3条第1項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第3号に掲げる要件のほか、同項第2号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第国土交通省告示第 529 号

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6, 4 3 4 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5, 5 0 2 人であり、さらにこの約 9 割の 4, 8 3 1 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成 1 6 年 1 0 月の新潟県中越地震、平成 1 7 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 2 0 年 6 月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成 2 3 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）においては、10 年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害に

よる負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添

の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第十条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義

務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、

必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千二百万戸のうち、約九百万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約千五百五十万戸から10年間で約二百五十万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは十年間で約五十五万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約四十二万棟のうち、約六万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも九割五分にすることを目標とするとともに、住宅については平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を九割五分とするためには、平成25年から平成32年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約3倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約百三十万戸、多数の者が利用する建築物については約三万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。））、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二のうち、平成二七年までの目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物であるため、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

さらに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三六年法律第223号）第二条第一〇号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診

断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 （略）

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

建築基準法（抜粋）

昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号

（保安上危険な建築物等に対する措置）

- 第 10 条** 特定行政庁は、第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2** 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3** 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第 3 条第 2 項の規定により第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4** 第 9 条第 2 項から第九項まで及び第 11 項から 15 項までの規定は、前 2 項の場合に準用する。

建築基準法施行令（抜粋）

昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号

（勧告の対象となる建築物）

- 第 14 条の 2** 法第 10 条第 1 項 の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第 6 条第 1 項第 1 号 に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 階数が五以上である建築物
 - (2) 延べ面積が千平方メートルを超える建築物